

北区学校施設跡地の利活用計画

施設名	利活用計画
旧清至中学校	<p>【利活用の基本的方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当跡地周辺で予定されている国家公務員宿舎や国庁舎の廃止・移転に伴う跡地利用の動向を踏まえる必要があるため、当面は学校施設を貸付けるなど、区有財産としての有効活用に努めます。 ○国家公務員宿舎等の跡地利活用とあわせて、北区基本計画の実現や地域の課題の解決に資する利活用を検討します。 <p>【事業手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当面は暫定利用として教育機関等へ貸付を行い、区有財産の有効活用を図ります。 ○国家公務員宿舎等跡地の利活用の動向を把握したうえで、本格活用を検討します。
旧豊島北中学校	<p>【利活用のコンセプト】</p> <p style="text-align: center;"><u>文化の創造と人々の交流を育むまち</u></p> <p>【利活用の基本的方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区民等の主体的な文化芸術活動を支援して、個性豊かな地域文化を創造するための文化芸術活動拠点を整備します。 ○誰もが身近にスポーツ等を楽しめる多目的な場所を提供します。 ○障害者自立支援法の改正を踏まえ、障害のある人が自立していきいきと暮らすため、就労の場及び機会の拡大を図ります。あわせて、文化芸術活動団体、スポーツ団体や地域住民との交流により福祉のまちづくりを推進します。 <p>【事業手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存の学校施設を北区文化振興財団に貸し出し、文化芸術活動団体の練習場所等を中心に文化の拠点として整備します。あわせて、校庭等はスポーツ等多目的施設として活用します。 ○民間福祉作業所に校舎の一部を貸し付け、障害者自立支援法新体系施設への移行を進めます。 ○文化芸術、スポーツ、福祉の交流促進を図るための仕組みを構築します。

施設名	利活用計画
旧富士見中学校	<p>【利活用のコンセプト】 <u>誰もが安全・安心に暮らせる災害に強いまち</u></p> <p>【利活用の基本的方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○密集住宅市街地における貴重なまとまりのある土地として、地域の防災機能を高め、安全で災害に強いまちづくりのための有効活用を検討します。 ○周辺の公共施設の再配置や国家公務員宿舎跡地の利活用を含めて、様々な手法により密集住宅市街地の改善を図ります。あわせて、北区基本計画の実現や地域の課題の解決につながる利活用も検討します。 ○当跡地に含まれる国有地の中で、北区域分とそれ以外について所有関係の整理を行います。 <p>【事業手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災まちづくり事業を推進するため、周辺の公共施設の再配置を含めて、オープンスペースとしての活用やまちづくりの種地としての活用など様々な手法を検討します。なお、検討の際は、十条駅周辺の再開発や国家公務員宿舎跡地利活用の動向に留意し、地域全体で基本的方向の実現を図るよう努めます。 ○当跡地は、北区と板橋区にまたがっており、北区域以外については返還の可能性を含め所有関係の整理を行うため、国や板橋区と十分協議を行います。
旧新町中学校	<p>【利活用のコンセプト】 <u>互いに支えあい健やかに安心して暮らせるまち</u></p> <p>【利活用の基本的方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が地域のなかで安心して暮らすため特別養護老人ホームなどの福祉施設を誘致します。 ○誘致の際には、区民開放スペースの併設やこれまで跡地が担ってきた防災機能を維持するため、オープンスペースの確保など防災機能向上への協力を福祉施設に求めます。 ○公園緑地空間の確保は、この地域における大きな課題ですが、地区全体の土地動向に留意しながら適地を確保していくこととします。 <p>【事業手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災機能向上への協力をはじめ地域への貢献度など一定の条件を付したうえで、原則として社会福祉法人等へ売却又は貸付を行います。 ○事業者の選定にあたっては、提案制度の活用により、跡地利活用のコンセプトにかなった案を選択します。

北区学校施設跡地利活用検討委員会 最終報告書

平成20年（2008年）7月

北区学校施設跡地利活用検討委員会

はじめに

本検討委員会は、第五次・第六次北区学校適正配置方針により閉校が決定した旧清至中学校、旧豊島北中学校、旧富士見中学校、旧新町中学校の跡地利活用について検討するため、「北区学校施設跡地利活用指針」に基づき平成20年1月に設置されました。

検討対象跡地がいずれも区民の貴重な財産であることを充分認識した上で、地域の課題や特性を踏まえつつ、北区全体の視点から望ましい学校跡地の利活用について鋭意検討を重ねてまいりました。そして、平成20年1月から7月まで合計7回の委員会での検討の結果、ここに最終報告書としてとりまとめました。

とりまとめにあたっては、学校跡地周辺地域の視察や地域代表者の方々と直接意見交換を行うとともに、区が実施した区民意見募集結果等を参考とするなど、一人でも多くの区民から意見を聴取するよう努めました。

今後、北区が本報告書をもとに、区民や区議会のご意見を踏まえながら、学校施設跡地利活用計画を策定し、区民のかけがえのない資産である学校跡地の有効な利活用が図られ、北区基本構想に掲げる北区の将来像「ともにづくり未来につなぐときめきのまち一人と水とみどりの美しいふるさと北区」の実現につながることを期待いたします。

平成20年（2008年）7月

北区学校施設跡地利活用検討委員会
委員長 平 沢 茂

目 次

I	検討対象の学校跡地	1
II	学校跡地利活用の基本的考え方	1
	1. 「北区学校施設跡地利活用指針」の概要	1
	2. 「北区基本計画2005」の課題	3
III	学校跡地の利活用の方向性	4
	1. 検討にあたって	4
	2. 各学校跡地の利活用計画案	4
	(1) 旧清至中学校跡地	4
	(2) 旧豊島北中学校跡地	6
	(3) 旧富士見中学校跡地	8
	(4) 旧新町中学校跡地	10
IV	おわりに	12

参考資料

○利活用検討委員名簿	14
○利活用検討委員会の検討経過	14
○利活用検討委員会の会議録	15
○検討委員会設置要綱	39

I 検討対象の学校跡地

今回、検討の対象とした学校跡地は以下のとおりである。

施設名	所在地（地区）	施設・土地の概要（㎡）		利用状況	
旧清至中学校	王子6-7-3 （王子東）	校地	10,174.73	・平成19年3月末閉校 ・閉鎖管理中	
			区		10,174.73
校舎	4,733.97				
旧豊島北中学校	豊島5-3-35 （王子東）	校地	11,900.00	・平成19年3月末閉校 ・統合校「明桜中学校」の新校舎が完成するまで 仮校舎として利用（平成23年3月末迄の予定）	
			区		11,900.00
校舎	5,848.71				
旧富士見中学校	上十条3-1-25 （王子西）	校地	13,331.08	・平成20年3月末閉校 ・統合校「十条富士見中学校」の新校舎が完成するまで仮校舎として 利用（平成24年3月末迄の予定）	
			区		5,104.00
			国		8,227.08
校舎	5,116.31				
旧新町中学校	田端新町2-27-5 （滝野川東）	校地	3,853.40	・平成20年3月末閉校 ・閉鎖管理中	
			区		3,778.51
			国		74.89
校舎	2,888.72				

II 学校跡地利活用の基本的考え方

1. 「北区学校施設跡地利活用指針」の概要

学校跡地は、区民共通の財産であり、北区基本構想実現のための貴重な資源である。

北区では、学校跡地の利活用を計画的・効率的に進めるとともに、その利活用について区民への説明責任を果たすため、学校跡地を利活用する際の基本的考え方である「北区学校施設跡地利活用指針」をまとめた。学校跡地の利活用にあたっては、この指針に基づき区民や区議会の意見を取り入れながら、学校跡地ごとに利活用計画を検討していくものとしている。

(1) 跡地の利活用の方向

①北区基本構想実現のための利活用

- 学校跡地は、都市部における貴重なまとまった土地であるため、北区基本計画をはじめ北区の全体計画に定める望ましいまちづくりに資する土地利用を図る。
- 具体的な利活用方法としては、北区基本計画に位置付けられた事業のうち、その実現に一定規模以上の土地や施設が必要となる公共公益施設の事業用として利活用する。
- また、密集住宅市街地における防災まちづくり、定住化促進、地域産業の活性化、地域コミュニティの活性化など、学校跡地周辺をはじめ、北区全体の安全・安心で快適な活力あるまちづくりに資する利活用を図る。
- なお、学校改築をはじめ「北区基本計画事業」を確実に実現していくには相当の財源が必要となるため、学校跡地はその財源調達手段として活用する。

②区有財産の資産としての有効活用

- 学校跡地は、区民共通の資産であり、利活用によっては財産収入を得ることが期待できる。
- 「北区基本計画の実現」のため、学校の統合に伴う統合校の教育環境を整備する場合などは多額の資金が必要となるため、その財源調達手段として学校跡地の売却を検討する。売却にあたっては、土地利用条件の設定についても検討を行い、当該跡地が北区のまちづくりに資する土地利用となるよう誘導する。
- 区が土地を保有したまま、定期借地権などを活用し長期的に貸付することも検討する。

③効率的かつ柔軟な利活用と管理運営

- 民間などの活力を積極的に最大限活用する。
- コミュニティの拠点施設などにする場合には、管理・運営などに積極的に自治会・町会をはじめとする地元住民・団体・ボランティア団体など多様な主体の参画を促進し、区民との協働のまちづくりを推進する。

(2) 暫定利用の推進

- 学校統合などに伴う改築など、教育環境を整備する間の仮校舎としての利用を優先して行う。
- 利活用計画の実現まで相当期間を要する場合には、短・中期的な貸付を行うなど、区有財産の有効活用に努める。

(3) 跡地利活用の留意点

- 学校跡地の立地条件に配慮し、その学校が果たしてきた機能を確認したうえで、北区全体の様々な課題解決のための利活用を重視する。
- 学校跡地に新たに公共施設を整備しようとするときは、周辺の小規模な公共施設の移転による当該学校跡地での複合化などを検討し、学校跡地周辺の公共施設の適正配置を合わせて推進する。

2. 「北区基本計画2005」の課題

北区では、一層増大が見込まれる少子高齢化に伴う需要をはじめ、地球規模の環境問題、安全・安心への関心の高まりなど、急速に変化している新たな時代に対応するため、平成17年度から26年度の10か年を計画期間とした「北区基本計画2005」を策定した。基本計画2005では、北区基本構想の実現に向け総事業費98,452百万円108事業の実施を計画化し、総合的で重点的な施策展開を図っている。

なかでも、今後は公共施設の更新（改築、改修）を大きな課題として捉えており、特に区立小中学校の改築については29,690百万円に上る事業費を要するものと想定している。

(1) 公共施設の整備について

○北区の公共施設は、これまでの計画の着実な推進により、各地域において概ね整備が完了している状態である。

○そのため基本計画2005においては、区立小中学校をはじめ改築や改修など更新時期を迎える多くの公共施設への計画的な対応を重要課題としている。

○なお、概ね1,000㎡以上のまとまった土地が必要で、かつ整備位置が未定のものとしては、「特別養護老人ホームの整備」「老人保健施設の整備」「大学機能の誘致・提携」が挙げられている。

(2) 区立学校改築事業について

○区では、老朽化が進行している区立小中学校の教育環境の向上を図るとともに、児童・生徒の快適で安全な学校生活を実現するため、学校適正配置と調整をとりながら、計画的に改築を進めている。

○学校の改築工事には、設計に要する経費を除き1校あたり約30億円の経費が必要となり、区では学校改築基金を積み立てるとともに（平成20年度末の積立見込額77億円）、区の借金である特別区債や国からの補助金により財源を捻出している。しかし、国庫補助金の削減など区財政に及ぼす事項が未だ不透明であり、早晩、基金の枯渇が危惧される状況にある。

Ⅲ 学校跡地の利活用の方向性

1. 検討にあたって

今回、検討対象となった4つの学校跡地は、いずれも都市部におけるまとまった希少性の高い土地である。そのため、北区のまちづくりに資する大きな可能性を持っているとともに、北区基本計画事業を確実に推進していくための財源調達手段としての活用も期待できる貴重な資源ともなる。

また、これまで学校が地域コミュニティの一つの拠点的機能を果たしていたことから、区民から多様な意見や提案が区に寄せられている。

このような状況をふまえ、本検討委員会では、区政や地域の課題と照らし合わせつつ、跡地を含む地域全体を見通したうえで、総合的・長期的な視点から北区にとって有効な活用となるよう、以下のとおり学校跡地ごとに、利活用についての基本的な考え方及び具体的な方向性をまとめた。

なお、北区は環境共生都市を目指していることから、各々の学校跡地利活用においても、緑化への配慮を願うものである。

2. 各学校跡地の利活用計画案

旧清至中学校跡地

【跡地利活用の基本的考え方】

当跡地周辺は、国家公務員宿舎などの中高層住宅、公私立高校などの教育施設及び法務局など公共公益施設が集積した閑静なまちなみとなっている。教育施設等によりオープンスペースは確保され広域避難場所にも指定されている。しかし、当跡地の属する王子東地区は、緑被率が低い地域である。また、国家公務員宿舎や国庁舎は、平成22年以降に順次、廃止・移転が予定されており、周辺状況が大きく変化する可能性がある。

そこで、国家公務員宿舎等の跡地利用の動向を踏まえて地域全体の将来像のなかで新たな可能性を担保しておき、当面は中期的に貸し付けるなど区有財産の有効活用に資する利活用を基本的考え方とする。

【跡地利活用の基本的方向】

基本的考え方を実現するため以下を基本的な方向とする。

(1) 区有財産の有効活用

国家公務員宿舎や国庁舎の跡地利用の動向を踏まえる必要があるため、当面は学校施設を貸し付けるなど、区有財産としての有効活用に努める。

(2) その他

国家公務員宿舎等の跡地利活用とあわせて、北区基本計画の実現や地域の課題の解決に資

する利活用を検討する。

【事業手法】

○当面は暫定利用として教育機関等へ貸付を行い、区有財産の有効活用を図る。

○国家公務員宿舎等跡地の利活用の動向を把握したうえで、本格活用を検討する。

【参考】

○検討委員からの主な意見

- ・当面は暫定活用する。(近隣住民の利用施設、教育機関等に貸付)
- ・国家公務員宿舎跡地の動向をふまえて検討する。
- ・北区にしかないような施設
- ・子どもたちの遊び場として校庭を開放する。
- ・若い人たちのための施設
- ・大人と子どもが一緒に遊べる施設
- ・子どもが自然と親しめる施設(家庭菜園など)

○区民・地域代表者からの主な意見

- ・避難場所
- ・子どもの遊び場と校庭開放
- ・総合病院など
- ・知的障害者や精神障害者などの施設
- ・区営住宅
- ・高齢者のための施設
- ・図書館
- ・多世代が交流できる施設
- ・外国人旅行者宿泊施設

旧豊島北中学校跡地

【跡地利活用の基本的考え方】

当跡地は、豊島5丁目団地敷地内に立地しており、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌汚染対策地域に指定されている。そのため、土地の掘削が制限されており、既存の学校施設を用いた利活用を検討する必要がある。なお、当跡地へは、複数のバスルートがあり交通の利便性は比較的良好。また、校庭や体育館を利用して地域スポーツ活動が行われている。こうした状況をふまえて、区全体の課題の中から、既存の教室等を利用することによる効果が高いものとして、文化芸術団体等の活動場所や小規模な福祉施設の整備が最善策であると考えます。

そこで、文化芸術活動拠点を中心としながら福祉施設や地域スポーツ活動等もできる施設とすることで、様々な人々との交流が生まれ、互いの生活の質の向上に資する利活用を基本的考え方とする。

これらの基本的考え方を包括する形として、跡地利活用のコンセプトを

文化の創造と人々の交流を育むまち

として掲げる。

【跡地利活用の基本的方向】

コンセプトを実現するため以下を基本的な方向とする。

(1) 文化芸術活動拠点の整備

区民等の主体的な文化芸術活動を支援して、個性豊かな地域文化を創造するための拠点を整備する。

(2) スポーツ利用等による地域開放

誰もが身近にスポーツ等を楽しめる多目的な場所を提供する。

(3) 福祉のまちづくりの推進

障害者自立支援法の改正を踏まえ、障害のある人が自立していきいきと暮らすため、就労の場及び機会の拡大を図る。あわせて、文化芸術活動団体、スポーツ団体や地域住民との交流により福祉のまちづくりを推進する。

【事業手法】

○既存の学校施設を文化的公益団体に貸し出し、文化芸術活動団体の練習場所等を中心に文化の拠点として整備する。あわせて、校庭等はスポーツ等多目的施設として活用する。

○民間福祉作業所に校舎の一部を貸し付け、障害者自立支援法新体系施設への移行を進める。

○文化芸術、スポーツ、福祉の交流促進を図るための仕組みを構築する。

【参考】

○検討委員からの主な意見

- ・施設を現状のまま利用する。
- ・区民の文化交流の場とする。
- ・子どもたちの遊び場、スポーツの場として校庭を開放する。
- ・ものづくりなど産業振興のために活用する。
- ・障害者のための施設

○区民・地域代表者からの主な意見

- ・高齢者のための施設
- ・高齢者と子どもが憩える場所
- ・地域コミュニティに貢献する施設
- ・校庭や体育館を体育施設として残す。
- ・文化施設になれば利用は多いと思う。
- ・ダイオキシンのマイナスイメージを払拭するようなもの

【跡地利活用の基本的考え方】

当跡地周辺は、密集住宅市街地であるため防災まちづくりへの取り組みが課題であり、十条駅周辺では再開発による新たなまちづくりが進められている。なお、当跡地を含む王子西地区は、高齢化率が高い地区であり、その傾向は今後も続くと考えられる。さらに、当跡地は、板橋区との区境をまたいで位置するとともに、敷地のおよそ6割を国有地が占めるという特徴がある。なお、板橋区分はすべて国有地である。

そこで、国有地についての一定の整理を行い、この地域における最重要課題である密集住宅市街地の改善による災害に強いまちづくりを最優先し、新しいまちづくりのなかで誰もが安心して地域で暮らせるまちづくりに資する利活用を基本的考え方とする。

これらの基本的な考え方を包括する形として、跡地利活用のコンセプトを

誰もが安全・安心に暮らせる災害に強いまち

として掲げる。

【跡地利活用の基本的方向】

コンセプトを実現するため以下を基本的な方向とする。

(1) 安全で災害に強いまちづくりのための有効活用

密集住宅市街地における貴重なまとまりのある土地として、地域の防災機能を高めるための利活用を検討する。

(2) その他

○周辺の公共施設の再配置や国家公務員宿舎跡地の利活用を含めて、様々な手法により密集住宅市街地の改善を図る。あわせて、北区基本計画の実現や地域の課題の解決につながる利活用も検討する。

○国有地の中で、北区域分とそれ以外について所有関係の整理を行う。

【事業手法】

○防災まちづくり事業を推進するため、周辺の公共施設の再配置を含めて、オープンスペースとしての活用やまちづくりの種地としての活用など様々な手法を検討する。なお、検討の際は、十条駅周辺の再開発や国家公務員宿舎跡地利活用の動向に留意し、地域全体で基本的方向の実現を図る視点を持つ。

○当跡地は、両区にまたがっており、北区域以外については返還の可能性を含め所有関係の整理を行うため、国や板橋区と十分協議を行う。

【参考】

○検討委員からの主な意見

- ・王子第五小学校を移転させる。(王子第五小学校の跡地を密集事業で活用)
- ・まちづくりのための種地とする。
- ・複合施設など地域要望をふまえたまちづくりに活用する。
- ・敷地状況に留意して利活用方法を検討する。

○区民・地域代表者からの主な意見

- ・王子第五小学校の移転先
- ・近隣の公共公益施設の複合化
- ・避難所機能の確保
- ・まちづくりのための用地
- ・地域コミュニティ施設
- ・特別養護老人ホームや老人保健施設
- ・子ども達への校庭開放
- ・体育館をスポーツ利用する。
- ・ファミリー世帯向け集合住宅
- ・緑地

旧新町中学校跡地

【跡地利活用の基本的考え方】

当跡地周辺は、機工街として発展し、下町の雰囲気が残るまちである。しかし、公園緑地空間が少ないことからオープンスペースの確保が求められている。また、集会施設や福祉施設等の公共施設も少ない状況である。さらに、JRや明治通りにより地域が分断されている。そして、当跡地を含む滝野川東地区の高齢化率は北区の平均を上回っており、その傾向は今後も続くと考えられる。なお、当跡地は、荒川区との区境に位置しているという立地の特性がある。

そこで、高齢者の増加が著しい北区の状況を踏まえ福祉施設の誘致と跡地がこれまで果たしてきた防災機能を維持し、安心して暮らせるまちとしての利活用を基本的考え方とする。

これらの基本的考え方を包括する形で、跡地利活用のコンセプトを

互いに支えあい健やかに安心して暮らせるまち

として掲げる。

【跡地利活用の基本的方向】

コンセプトを実現するため以下を基本的な方向とする。

(1) 高齢者福祉施設の誘致

高齢者が地域のなかで安心して暮らすため特別養護老人ホームなどの福祉施設を誘致する。誘致の際には、区民開放スペースの併設も検討する。

(2) 防災機能の確保

これまで跡地が担ってきた防災機能を維持するため、オープンスペースの確保など防災機能向上への協力を福祉施設に求める。

(3) その他

公園緑地空間の確保は、この地域における大きな課題であるが、地区全体の土地動向に留意しながら適地を確保していくこととする。

【事業手法】

○防災機能向上への協力をはじめ地域への貢献度など一定の条件を付したうえで、原則として社会福祉法人等へ売却又は貸付を行う。

○事業者の選定にあたっては、提案制度の活用により、跡地利活用のコンセプトにかなった案を選択する。

【参考】

○検討委員からの主な意見

- ・ 特別養護老人ホームなど福祉関係施設
- ・ 避難所・避難場所
- ・ 広場の整備
- ・ 民間集合住宅
- ・ 企業の誘致・貸付

○区民・地域代表者からの主な意見

- ・ 避難所の確保
- ・ 地域コミュニティ施設
- ・ 社会教育・文化関連施設
- ・ 健康福祉施設
- ・ 高齢者のための施設
- ・ 公園
- ・ 子ども達への校庭開放

IV おわりに

当検討委員会では、区立学校の適正配置により発生する学校跡地の望ましい利活用の方向性を見出していくことは区政の大きな課題であることを踏まえ、各委員がそれぞれの専門分野から多角的な意見を出しあい、できるだけ丁寧な議論を重ねるよう心がけてきました。

議論の結果として、検討対象となった4つの学校跡地ごとに基本的な方向性や事業手法を示しました。

そのなかには、近隣の国家公務員宿舎等の跡地利活用により周辺環境が大きく変化することが予想されるため、現時点において、具体的な方向性を示すことができないものもあります。そこで、区には、検討の主旨に沿った利活用が図られるよう、今後の土地動向を的確に把握するとともに、時期を逃すことなく適切な対応をとられることをお願いいたします。

また、学校跡地は、学校改築をはじめとする基本計画実現のための財源調達手段となりうることを念頭に置きながら検討を行いました。今回の検討対象の跡地においては、そうした利活用の提示は少ないものとなりました。しかし、今後の区政運営においては、借地の取扱いを含めて、将来の財政運営が健全なものとなるよう、引き続き配慮していくことを求めます。

本報告書をもとに、区内部においてさらに検討を深めるとともに、区民や区議会の意向を踏まえ、区民一人ひとりがゆとりと豊かさと夢を感じられる魅力的な北区の創造につながる学校施設跡地利活用計画が策定されることを切に願うものであります。

参 考 资 料

利活用検討委員名簿

	氏 名	役 職 等	選出区分
委 員 長	平沢 茂	文教大学教育学部教授	学識経験者
副委員長	片山 泰輔	静岡文化芸術大学文化政策学部准教授	
	北原 理雄	千葉大学工学部教授	
委 員	黒田 静男	(株)太陽不動産鑑定所所長	区民代表
	鈴木 将雄	東十条三丁目町会会長	
	竹腰 里子	北区社会福祉協議会会長	
	檜垣 昌子	(株)山陽プレス工業代表取締役社長	区職員
	清正 浩靖	政策経営部長	
	谷川 勝基	総務部長	

利活用検討委員会の検討経過

回	年月日	検討内容
第1回	平成20年 1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・「北区学校施設跡地利活用指針」について ・検討対象跡地の現状について ・今後の進め方について
第2回	2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校跡地及び周辺地域の視察
第3回	3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校跡地周辺の地域代表者との意見交換
第4回	4月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校跡地利活用にあたっての課題の整理 ・各学校跡地利活用の方向性について
第5回	5月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校跡地利活用の方向性について
第6回	6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・利活用計画（案）の検討
第7回	7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・利活用計画（案）の検討・まとめ

第1回北区学校施設跡地利活用検討委員会 会議録(要旨)

1 日 時

平成20年1月29日(火) 午後7時から8時30分

2 場 所

北とぴあ7階 第一研修室

3 出席委員

平沢委員、片山委員、北原委員、黒田委員、鈴木委員、竹腰委員、檜垣委員、
清正委員、谷川委員

4 次 第

(1) 開会

(2) 委嘱状の交付

委員9名に委嘱状が交付された。

(3) 委員の紹介

各委員の自己紹介と、事務局(企画課)の紹介を行った。

(4) 政策経営部長挨拶

(5) 委員長及び副委員長の互選

委員による互選の結果、委員長には平沢委員、副委員長には片山委員が選出され、承認された。

(6) 諮問

「東京都北区学校施設跡地利活用検討委員会設置要綱」第2条の規定に基づき、平沢委員長に検討委員会の諮問を行った。諮問事項は以下のとおり。

- ・個別学校施設跡地の利活用計画の検討について
- ・その他関連する事項について

(7) 検討委員会の運営について

事務局より、会議の公開、発言の要旨などの公表方法などに関する説明を行い委員から了承された。

(8) 議題

①学校施設跡地の利活用指針について

事務局より、「北区学校施設跡地利活用指針」(平成17年3月策定)に基づき、学校施設跡地を利活用する際の区の基本的な考え方並びに利活用の方向(①北区基本構想実現のための利活用 ②区有財産としての有効活用 ③効率的で柔軟な施設の利活用と管理運営)などについて説明を行った。

②検討対象校の現状について

事務局より、各検討対象校の概要や立地特性などの説明を行った後、検討対象校ごとに意見交換を実施した。委員の発言要旨は以下のとおりである。

【発言の要旨】

事務局の説明について	
委員	事務局の最後の説明で返還というのがあったが、売却なのかただ返すという返還なのかははっきりしない。普通借地権が発生するので高く買い取ってもらうことができる。ただ返還するのは単純すぎるのではないか。
事務局	現在、国有地の場合、減額はされているが使用料を払って学校用地を借りている。土地を返還すると使用料の支払いが不要となる。もしその土地を買うといった場合になれば、借地権などの話しにもなる。
富士見中学校跡地	
委員	富士見中学校跡地は十条まちづくりの対象エリアか。
委員	再開発からははずれている。
委員	板橋区の土地がかなり占めているが、国の土地と板橋区の土地は同じ方針でよいのか。
事務局	板橋区の部分は全部国の土地である。例えば方針が返還となった場合、国に土地を返還後、板橋区が国からその土地を買って利用するかどうかという話しは出てくると思うが、今のところは国との関係ということになる。 この土地は、密集事業のなかには入っている土地である。
委員	検討対象校の調書で、「建築できない建築物」と「建築可能な建築物」と違う表現をしているのは何故か。
事務局	用途地域の表記の仕方にあわせている。
委員	用途地域によりできない、可能というのが法的に記載されているということ。
委員	密集事業のなかで、まとまった土地を必要とする計画があれば知りたい。
事務局	密集事業では、道路や広場を作ることをこれからも進めていくが、十条公園のところにある公務員住宅が売却予定である。この土地は都市計画公園の区域なので、ここに公園を作るのが望ましいのか、あるいは別の場所に作るのがよいのかはあるが、公園が必要である。
委員	防災上まとまった公園を計画しているが、国家公務員宿舎売却予定地を想定しているということ。
委員	区界なので、区画街路などを作り、北区と板橋区で土地を分けるという計画はないのか。2つの区にまたがる土地は、売却しにくく、また税金など様々な問題がある。昔に川があったのかわからないが、かなり入りこんでいる。
事務局	いまのところはない。
委員	自治体でそのような事例はないのか。
事務局	調査させていただく。

委員	学校が出来る前に区界ができたのかわからないが、自治体同士で話し合っって土地を分けることができるのか、できないのか。また、もしそのような事例があれば参考になるので教えて欲しい。法令上可能かどうかを調べて欲しい。
委員	富士見中学校跡地は新町中学校跡地と比べると敷地面積が大きい。跡地利用は1つだけではなく、いくつかの利用に分けることも可能か。
事務局	いくつかの用途にすることも可能である。
委員	「建築できない建築物」のなかの商業施設で、「危険物の貯蔵・処理量が非常に少ない施設、その他これに類する施設でその用途に供する床面積が3,000㎡を超えるもの」というものはどのような施設か。
事務局	次回までに調べてくる。
委員	周辺環境で住宅のなかにある、区民センター、ふれあい館、テニスコート、それぞれどのような利用がされている施設か。
事務局	集会施設を貸し出しているのがふれあい館、それと図書館があり、あわせて区民センターという名称になっている。テニスコートは加賀中学校のものである。
旧清至中学校跡地	
委員長	既に閉校になっているので、速やかにある程度方向性を出していくことができる。
委員	もとは軍用地なので、土壤汚染の問題があるかもしれない。
事務局	検討対象校の調書の留意事項の部分に、簡易地歴調査結果を記載している。明桜中学校について土壤汚染調査を実施したが、若干の汚染がでている。同じような汚染の可能性も考えられる。
委員	明桜中学校は既に建築が始まっているのか。
事務局	基本設計や土壤汚染調査を実施している段階である。土壤汚染対策工事は今後行う予定である。
委員	この近くには老人福祉施設がない。シルバーピアというのはどのような施設か。
事務局	清至中学校跡地内にある王子東高齢者在宅サービスセンターは通所の施設、シルバーピアは高齢者が住むアパートのようなかたちの住宅である。
委員	グループホームとは違うのか。
事務局	グループホームとは違う。一番近い高齢者施設としては王子光照苑がある。
委員	飛鳥高校側の道路は何メートルあるのか。
事務局	ガードレールがあり、片側一車線の7.5メートル道路。
旧豊島北中学校跡地	
委員	土地を売却する場合、土壤汚染対策費用は誰が負担をするのか。
事務局	豊島五丁目団地一帯でダイオキシン類、または重金属汚染があ

	る。土地を売却する場合、土地をきれいにしてから売却するのが一般的である。豊島五丁目団地内は掘削をしないという、東京都・都市再生機構との約束がある。そのため用途は限られてくる。
新町中学校跡地	
委員長	新しくできる日暮里・舎人線の駅からは徒歩何分か。
事務局	徒歩4分程度の距離である。
委員	他の検討対象校と違い、準工業地域。産業振興的なものは考えられるか。
事務局	この検討会のなかで検討していただく。
委員	準工業地域のため、建築できないものが少ない。北区の産業振興計画のなかでどう位置づけていくかということになる。
委員	田端駅のこちら側に北区がこれだけあるという認識があまりなかった。この辺に住んでいる人々の生活圏はどの辺になるのか。
事務局	駅は田端、西日暮里、熊野前などが考えられるが、メインは田端駅ではないかと考える。地域住民との意見交換などの際に聞いていきたい。明治通りを通るバスは、浅草や王子へ行くものがある。
委員	経済活動などは荒川区側と同じような地域だが、土地は北区のほうが2割くらい高い。マンション業者などは欲しがると思う。
全体として	
委員	視察後に具体的な議論をしていきたい。全般に関してなにかあれば発言をどうぞ。
委員	地域代表者はどのような人、何人くらいに意見を聞く予定か。
事務局	地元の町会、PTA、前は商店街会長など、今後跡地をどうしていくかある程度関係ある人のうち3人程度を考えている。 それ以外にも北区ニュース、HP、対象地域住民へはチラシを配付し3月までに意見をいただく。
委員	代表者はいろいろあるが、地域住民全体の代表ではないので、広く区民に意見を聞いて欲しい。
委員	特になければ検討対象校の跡地概要についての説明、質疑応答を終わりにする。本日は入口部分であり、状況把握をする段階。視察や地域住民の方からのヒアリングなどを通して、今後具体的な議論をしていく。

③今後の進め方について

- ・ 検討委員会は、毎月1回程度、全7回程度を予定している。
- ・ 検討結果は、平成20年7月を目途に区へ報告する。
- ・ 検討結果を受けて、区の利活用計画（案）を作成する。
- ・ 区議会へ報告、区民へ公表、パブリックコメント、地域住民説明会などを実施して意見をいただいたうえで、11月を目途に利活用計画を策定する。

④その他
特になし

- ◆次回（第2回）について
日時：平成20年2月21日（木）午後2時
内容：各検討対象施設及び周辺地域の視察

第3回 学校施設跡地利活用検討委員会 会議録(要旨)

- 1 日 時 平成20年3月18日(火) 午後7時から
 2 場 所 北とびあ7階 第一研修室
 3 出席委員 平沢委員、片山委員、黒田委員、鈴木委員、竹腰委員、檜垣委員
 清正委員、谷川委員 (欠席：北原委員)
 4 議 題 「地域代表者との意見交換」
 5 次 第 (1) 事務局説明
 (2) 地域代表者との意見交換
 (3) 検討委員による意見交換・本日のまとめ
 (4) 閉会

王子地区(旧清至中学校)	
地域代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大地震などの災害時の避難場所として確保してほしい。 現在避難場所として指定されている場所は、「王子六・飛鳥高校・駿台学園一帯」となっているが、王子1～6丁目、(5丁目除く)、豊島1～3丁目、7、8丁目、堀船1～4丁目など、15町会の避難場所になっている。避難場所として指定された平成15年以降、マンションが建設されて、人口・高齢者も増加している。 ・ 子どもの遊び場が少なくなっている。 野球、サッカー連盟の練習場所として利用したい。
地域代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北区には必要だが、現在北区にはないものを作って欲しい。 例えば、総合病院的なもの、産科、婦人科、小児科などがあればよい。 ・ 王子光照苑の移転場所にしてはどうか。 現在の王子光照苑の場所は市街地にあり、また土地も狭いので良い場所があれば移転したいとの話だ。 ・ 知的障害者や精神障害者などの施設が必要なのではないか。 学校施設跡地は広さも環境も良いため、特別養護老人ホームという話が良く出るが、知的障害者や精神障害者などの特養がない。 ・ もし売却をするならば、地元が要望していることができるような相手に売却して欲しい。 ・ 単身世帯、区営住宅的なものを建設しても良いのではないか。
地域代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもを核としたコミュニティが地域としての大きなテーマ。 ・ 学校敷地を失うということは、未来の財産のすべてを失ってしまうことにつながってしまう。 ・ 近くの老人に聞いたところ、老人のいこいの場として整備してほしいと言っていた。 青少年健全育成をメインとなって推進している人が高齢化して、世代交代をしたいと言っている。最期に北区に住んでいて良かったと思えるような施設をつくってほしい。 ・ 耐震上問題ないのであれば可能な限り区で活用してほしい。 他区では学校施設跡地を老人福祉施設と児童館として活用、プールは防火水槽として残し、教室は特養として活用するなど、売却せずなんらかの形で利用している。 1校改築をするのに30億必要といっても、実際校舎解体費、土壌改良費などに数億かかってしまう。また、新校舎も30～40年で改築が必要になる。他区で実施した学校施設跡地利活用に関する区民アンケート結果では、区民が求める公共施設 54.2%、地域課題解決のための活用 47.6%、周辺のまちづくりと連携した活用 31.7% 必要に応じ売却 13.8%とある。 ・ 子どもの遊び場がなくて困っている。 王一小の校庭を利用してサッカーをしているが、本格的なサッカーができない。また野球をする場所がないので野球場がほしい。 ・ お年寄りにはゲートボール場をつくって欲しいと言っていた。 ・ 子どもはディズニーランドみたいなものを作って欲しいと言っていた。

	<ul style="list-style-type: none"> 王子地区に大きな体育館がない。既存の校舎を活用しながら、地域住民のための施設として長いタイムスパンのなかで、これからの本格活用を考えて欲しい。
委員	子どもを核としたというのは、子どもの遊び場作りという意味か。具体的には何かあるのか。
地域代表者	子どもが具体的にやりたいのは野球やサッカーだ。
委員	知的障害者の施設とは具体的にどのようなものか。
地域代表者	知的障害者の保護者がいなくなっても大丈夫なように預かりや生活ができる場所が必要。
委員	地域に必要なものとは例えば何か。
地域代表者	売却をするならば地元に戻元するような事業をする企業にして欲しい。また、区営住宅、グループホームのような高齢者の一人暮らしの施設など。
委員	必要な施設ということで、病院などの福祉関係施設が拳がったが、そのことと避難場所や子どもの遊び場とは両立しにくい。優先順位としてはどちらか。
地域代表者	個人的には子どもたちのスポーツ施設が優先だ。
地域代表者	公共施設であれば災害時に避難ができる。校庭もスポーツできる場所であれば避難ができる。校舎も改修すれば特養として利用ができる。
豊島地区（旧豊島北中学校）	
地域代表者	<ul style="list-style-type: none"> テニスコートを残して欲しい。よく活用されている。 高齢者が遊べる場所が欲しい。 ゲートボールなどで遊ぶことで高齢者の健康維持にもなり非常に良いことだ。 校舎は改修して老人ホームとして欲しい。 地域のコミュニティに貢献するようなものが良い。
地域代表者	<ul style="list-style-type: none"> 体育館、校庭を体育施設として残して欲しい。プール部分をシャワー室つきの更衣室を整備して活用できるようにして欲しい。 子どもが使える体育施設や地域に開放する体育施設が統合により減ってしまった。明桜中も統合により子どもが増え、現在450名を超えている。中学生の望む学校生活の中心に部活がある。生徒の活動だけでなく、PTAサークル、地域のスポーツサークル、野球・サッカー・剣道など、子どもを対象にしたスポーツ団体なども練習場所の確保に苦慮している。 老人と子どもがいこえる場所にして欲しいという意見を聞いた。 旧豊島東小跡地に計画されていた福祉施設がダイオキシン問題でだめになったので、校舎は老人施設として活用しても良いのではないか。
委員	校舎を残した場合、老人施設のほかに、例えば絵画教室やコーラスなどができる、地域の人たちの文化施設として残したいという意見はあるか。
地域代表者	集会施設は団地内に多くあり充足しているため、高齢者施設のほうが良い。
地域代表者	団地内サークルも結構あるが、そのための場所よりは高齢者施設などのほうが必要だ。
委員	団地だけではなく、他の地域からも人を集めるような、例えば演劇の練習場所などはどうか。
地域代表者	文化施設にするのであれば利用は多いと思う。アマチュア劇団など児童館やふれあい館を活用して練習しているが利用上不都合が多いと聞いている。
委員	土壌汚染があり掘削ができないという制約があるが、このような施設として利用することに特段支障はないのか。
企画課長	掘削ができないことは東京都と都市再生機構との約束だ。校舎を解体するのであれば、地面より上の部分のみを解体することもできる。また校舎をそのまま残すことも可能。
委員	中学校の土地のほうが位置がよいので、隣接の小学校を中学校へ移転させ、小学校の土地の利活用を考えることもできる。
東田端地区（新町中学校）	
地域代表者	<ul style="list-style-type: none"> 北区のまちづくり公社の中に勉強会として5年前にまちづくり協議会ができた。その協議会のなかに、新町中学校利活用問題検討部会を3年前に作った。 新町中学校はなんとしても避難場所として確保してほしい。 北区全体にはあるがこの地区には少ない公共施設がたくさんあるので検討して欲しい。

	<p>児童館、子育て施設、在宅介護、老人いこいの家、コミュニティなど。 田端地域にない施設として、具体的には、区民センター、コミュニティ会館、ふれあい館はあるが、50人入るといっぱいになってしまう。また、福祉保健センター、特養、ショートステイ、老人保健施設、高齢者在宅支援サービスセンター、在宅介護支援センター、デイホーム、老人いこいの家、障害者福祉センター、福祉園などだろうか。子どもの分野では児童館、教育文化では、文化センター、体育館、庭球場、区民プール、スポーツ広場、その他公園など。田端新町2丁目には公園がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の確保、健康福祉施設の誘致、社会教育・文化施設・スポーツ施設の誘致、みどりと空間の確保を利活用案として提案する。
地域代表者	<ul style="list-style-type: none"> 東田端地区はJRで東西に分断されている。 避難場所として地域に残して欲しい。 この地域の広域避難場所はJR田端・尾久操車場となっているが、現実としては避難してもすぐ退去しなければならない。地域としては避難できる公園、小学校などの場所が少ない。 利活用の検討結果で校舎解体や新施設建設となった場合でも、敷地内に何らかの形で避難場所を確保して欲しい。 東田端まちづくり協議会で平成18年10月17日、ワークショップにまとめた。「～はやめてほしい」というテーマでは、売却、また「～として使いたい」というテーマでは集会所、防災ひろば、スポーツ施設、文化施設、福祉関係施設（病院・子育て支援施設・高齢者コミュニケーション広場）、企業に貸すなどがあつた。 スーパー銭湯などという声もあつた。 地元のお年寄りたちは銭湯がなくなってしまい困っている。
地域代表者	<ul style="list-style-type: none"> 非常時には避難所、平時には子どもからお年寄りまで幅広く利用できる文化施設として活用するのが適切だ。 東田端地区では新町中と滝四小が災害時の避難所に指定されている。またこの地区には緑が少なく、充実した公共施設も少ない。現在、地域の子ども、各種団体が新町中を活用している。校庭では、少年野球・テニス・サッカー、体育館ではバレーボール・バスケットボール・剣道・ダンス・合気道などで毎日利用されている。 今後も今まで同様に地域住民が気軽に利用できて、青少年の健全育成、生活環境の充実を図れるような場であることを希望する。
委員	<p>避難場所として使いたいという項目の中に、建物を壊して避難場所にする、緑と花の公園などあるが、やめてほしいというところにも、安易な公園というのが挙がっている。要望としてはどちらが多いと考えるか。</p>
地域代表者	<p>避難場所として活用というのが第一優先。公園にした場合のデメリットがあるが、デメリットをふまえたうえで、見渡せるような明るい公園にするというのが要望だ。</p>
十条地区（富士見中学校）	
地域代表者	<ul style="list-style-type: none"> 地域の災害時の避難所機能を維持するため、王五小及び近接の幼稚園、保育園等を複合化した施設にして欲しい。それに加えて特養、老健の建設を要望する。 十条地区は木造密集地域であり、約4000世帯の避難所の確保を最優先に考えて欲しい。王五小は耐震工事をしていないが、富士見中は耐震工事済みである。北区には、特養及び老健施設が少ない。地元など、家族が通えるような場所にあるのが望ましい。
地域代表者	<ul style="list-style-type: none"> 富士見中学校は耐震工事でお金がかかっているのに、学校周辺にある王五小と2つの保育園、2つの幼稚園、1つの児童館として有効活用して欲しい。 学校周辺のこれらの施設はどれも狭い。 それだけではまだ敷地が余るので、特養、老人ホームを作って欲しい。 複合施設は他自治体でも先例がある。他世代交流ができて良い。
地域代表者	<ul style="list-style-type: none"> 王五小の富士見中への移転を提案する。 王五小は校庭が狭く、プールにふたをして活用している。しかし、夏はプールを利用するため、ふたをはすすので校庭が半分になってしまう。富士見中学校は仮校舎として利用するため、莫大な金額をかけて耐震工事をしている。その校舎を4年間仮校舎としての利用が終了したからといって、校舎を活用しないというのは地元として納得のいくものではない。

	<ul style="list-style-type: none"> また広い敷地を子どもに開放していくのは良い。 平日の夜や土日、スポーツ施設として富士見中学校を利用している。中学生以上になってしまうと遊び場がないのが現状だ。
委員	まちづくりをしていくうえで土地が必要となってくる。この中学校の敷地をまちづくりのための種地にするという考えはあるか。
地域代表者	まちづくりとして共同住宅化を進めているが、老人が遠くに住むのが嫌だという理由でなかなか進まないのが現状だ。そういう老人が入れる老人ホームを作って土地をあけてもらうということだ。
委員	小学校を中学校にもってくるのはいい考えだが、半分以上国から借りている土地なので用途を変更するといろいろな問題が起こってくる。また道路拡幅にはかなりな代替地が必要だ。道路拡幅の代替地などに活用したほうが、むしろ地域としては総合的に良いのではないか。
地域代表者	十条は公共施設が点在している。今回は富士見の跡地ということなので言っていないが、付近をふくめた再開発、いろいろな公共施設をどのように使うかなども考えている。
委員	十条立体化、補助73号線はほとんど進捗していない。これを陳情するなどして進めばまちが良くなる。せめて十条駅から東京家政大学くらいまでは補助73号線ができるとう良くなる。
地域代表者	東京家政大学前の道は板橋区になるのであまりお金をかけられない。道としては王五小のまわりなどは少しずつ進捗している。
検討委員による意見交換	
委員	新町中学校の活用で企業に貸すという意見があるが、新町中学校全部を貸すのではなく一部を貸すということか
地域代表者	そのとおり。
委員	福祉施設の誘致とは売却してということか。
地域代表者	そうではなく区が実施ということだ。
委員	マンションに活用することを反対するのは、住宅だと他のものとしての利用ができなくて嫌なのか、それとも住宅として人口が増えること自体が嫌なのか。
地域代表者	明治通り沿いにはマンションがとでも増え続けている。先日火災があったとき、はしご車がはしごをかけるまでに15分もかかった。このような問題があるので、明治通りの電線の地中化をまずやってほしい。マンションは明治通りだけで十分だという声があるということだ。
委員	第二次～第四次適正配置で生じた、学校施設跡地の利活用計画についての進捗を事務局に説明してほしい。
事務局	昨年度の検討委員会では5校の跡地利活用方針を策定した。桜田小・中は、東京都水道局給水所、残りは教育機関の誘致あるいは住宅あるいは区で活用。赤羽台東小・赤羽台中は団地の再生計画の中で考えていく。基本的には教育機関の誘致ができないかを検討している。西浮間小については教育機関の誘致あるいは公共施設を入れた形での住宅が方針として策定されている。いずれの跡地もまだ学校として活用しているが、駅から近いので、いろいろな教育機関からの問い合わせもある。現在は調整をしている段階だ。
委員長	今日拝聴した住民意見は検討会として受け止める。次回から時間をかけて議論をしていく。 個人的意見になるが、住民の方々の要望を十分に受け止めながら、北区全体の見取り図を委員として忘れるわけにはいかない。これを考慮したうえで結論を出していく。

第4回 学校施設跡地利活用検討委員会 会議録(要旨)

- 1 日 時 平成20年4月18日(金) 午後7時から
 2 場 所 北とびあ7階 第一研修室
 3 出席委員 平沢委員、北原委員、黒田委員、鈴木委員、竹腰委員、清正委員、谷川委員
 (欠席：片山委員・檜垣委員)
 4 議 題 「学校施設跡地利活用の課題について」
 5 次 第 (1) 区民意見募集結果・地域代表者からの意見のまとめ
 (2) その他

*事務局より、第3回検討委員会における地域代表者意見と広報等で募った区民意見をまとめたもの及び他区の事例についての説明を行った後、意見交換を実施した。委員の発言要旨は以下のとおりである。

発言者	要 旨
委員	事務局からの資料説明について質問があればどうぞ。
委員	北区基本計画2005及び北区中期計画(平成19年度～21年度)における整備位置未定の計画事業一覧のなかで、子ども文化村というのはどのような構想か。
事務局	鍛金、落語など、日本の伝統・芸術・文化を本格的に学んでもらう教室を9～12講座程度実施している。現在は区の様々な施設を活用して実施しているが、それを王子、赤羽、滝野川の3箇所に集約し、その場所で何講座もできるように教室をまとめた場所を子ども文化村とするものだ。
委員	文化センターと子ども文化村との違いは何か。
事務局	文化センターは登録団体が主に利用するが、子ども文化村は子どもを対象として、日本の伝統・芸術・文化を学ぶ機会を提供するものだ。
委員	区民の意見を大きく分けると3点くらいになると感じた。 一つには広場、避難場所、子どもの遊び場など、現状を維持するものであまりお金がかからない。 2つには老人関連施設、3つには売却をしないでほしいというものだ。 今回の検討対象校に関して言えば、あまり強い必要性や緊急性はないのかもしれない。旧富士見中学校は、王子第五小学校をこの土地に移転するなど、具体性のある意見があったがそれ以外の対象校は具体性がなかった。 市町村合併などで村と町が合併して、村の公共施設が不要になってきているところもある。区界にお金をかけた公共施設はあまり作らないという考え方もある。
委員	区民の意見は、それぞれの地域の必要性をある程度反映させている。 旧清至中学校は、オープンスペースは比較的あるが緑の少ないところだ。 旧富士見中学校は、密集地域なので密集解消のために学校施設跡地の活用を図るといふ地域の大きな希望・期待がある。 旧新町中学校は、区界であり公共施設を作らないという考え方もあるが、大きな集会施設、公園等に乏しい地域である。 その一方で、旧富士見中学校は半分以上が国有地であり、板橋区部分の土地もあるため、北区の思うような施設ができるかという課題がある。 また、旧富士見中学校の土地は、学校ではなくなったので返還してほしいという国の意見があるかもしれないなど、いろいろ利用が制限される。 旧新町中学校は、あの地域に広場が欲しいという意見は理解できる。しかし、東田端地域は、3つに分断されており、その一番北側の荒川区側に広場等を作ることが場所的に望ましいのか、地域全体の意見を反映されているのだろうか。 旧豊島北中学校は、土壌汚染の問題があり、施設をなるべく変えずにそのまま利用できる方策について、どのような可能性があるかを考えていく必要がある。 区民のみなさまのご意見は、同感できる部分もあるし、なかなか実現が難しい部分もあるし、違う考え方をする必要もある部分もある。 今回の検討対象校で売却の可能性があるのは1校程度しかない。 学校の改築計画を計画的に進めるためには、売却できる学校施設跡地については、売

	却も選択肢として考える必要がある。
委員	<p>4つの検討対象校のなかで、緊急性の高い問題を抱えているのは旧富士見中学校だ。</p> <p>旧富士見中学校の施設跡地に王子第五小学校を移転させ、王子第五小学校の施設跡地を密集住宅市街地の整備を進めるために有効活用できるのではないか。王子第五小学校自体も、ここに児童がいる状況で何か災害等が起きた場合、避難することを考えるという問題があるのではないか。</p> <p>旧新町中学校は、明治通りをはさんでいるので、区民が避難する場所として考えると、避難エリア内の区民の数はかなり限られてくる。避難所としてだけでなく、通常の利用も含めて有効活用するほうがよい。</p> <p>旧清至中学校は、すぐ何かに使うことを考えるよりは、国家公務員宿舎跡地の動向をふまえ、このエリア全体の将来像のなかで跡地利用を考えていくほうがよい。当面は負担の少ないようにあまり手をつけずに活用するほうがよい。</p> <p>旧豊島北中学校は、現状のまま施設を使える利用方法がよい。そういう意味では住民意見に近いような形の利用がよい。</p>
委員	<p>旧新町中学校は、特養などの少ない地域であり荒川区との境にあるので福祉関係施設が適当ではないか。区役所の直営ではなく、例えば老人福祉施設など、用途を指定して売却して施設整備するのも一つの案だ。</p> <p>また避難場所として確保してほしいという区民の意見もあるので、若干の広場が残れば更によい。</p> <p>旧富士見中学校は、王子第五小学校をもっと広いところに移したほうが子どもの教育のためにプラスになるというのは大変良い意見だと思う。実際に視察に行ったときにもそう思った。</p> <p>また、区民の文化交流の場が学校施設跡地に1つできるとよいと思うが、旧豊島北中学校は、施設をそのまま使えるので有効だ。学校施設跡地を産業など、ものづくりなどで活用したいなどの意見もある。</p> <p>旧清至中学校については、まだ頭の中で決まらないが、どこにもないような、北区にしかないような施設ができれば、北区の売りになるのではないか。</p>
委員	<p>旧清至中学校は、慌てて跡利用を考えるべき場所ではない。</p> <p>この学校施設跡地は、子どもたちの遊び場として開放されているようなので、そのような活用がされると良い。しかし近い地域に旧豊島北中学校の問題がある。旧豊島北中学校の跡地が現状のままではないと活用ができないため、旧清至中学校と旧豊島北中学校のどちらを優先的に子どもたちの遊び場や校庭開放とするのか、両方だと偏ってしまう。</p> <p>旧富士見中学校は、まちづくりの種地として跡地が必要となってくるのではないか。</p> <p>王子第五小学校を旧富士見中学校の土地に移転させ、王子第五小学校の跡地がまちづくりの種地となるのであればそれでもよい。複合施設など、近隣の方のご要望もあるようなので、ご要望をかなえながらまちづくりとリンクしていく必要がある。</p> <p>旧新町中学校は、企業誘致、企業に貸すなどの区民意見もあった。場所が狭いので活用が限られるが、特養や避難場所として利用するなど、売却せず区として活用するのがよい。</p> <p>全校共通の意見のなかに地元によく意見を聞いて欲しいという意見があるが、今後、パブリックコメントなどで解消されると考えて良いか。</p>
事務局	跡利用計画（案）が一定の方向にまとまった段階で、地域で説明会等などで意見を伺い、最終的な方向を決定していく。
委員	北区基本計画 2005 及び北区中期計画（平成 19 年度～21 年度）における整備位置未定の計画事業一覧のそれぞれの事業は、区として場所の想定はあるのか。
事務局	まだ整備位置は未定だ。
委員	赤羽駅周辺の文化施設の整備とはどういう事業か。赤羽文化センターなども既にできている。また、エコー広場館の整備も、最近赤羽に新しく開設したばかりだがどうなのか。
事務局	赤羽の高架下に劇団などが練習できる文化施設を整備する計画があった。

	しかし、騒音や振動などで高架下では難しく、赤羽エコー広場館をかわりに整備した経緯がある。また、エコー広場館の整備は、王子地区にエコー広場館がないため、王子地区に1箇所整備する計画だ。
委員	跡地の利活用に制約がある場所が多いが、大筋の利活用方法が集約されてきた。旧富士見中学校の跡地について、学校として利用しなくなると国に返却しなければならないというのはかなり厳しい制約なのか。
事務局	旧富士見中学校跡地は、学校用途として利用しない場合、区が土地を時価で購入する必要がある。その場合、板橋区の土地が含まれるので板橋区との協議も必要だ。また土地の一部だけを購入することができるのかどうか。具体的に国と交渉をしていないが、かなりな制約がある。
委員	例えば旧富士見中学校跡地に王子第五小学校を移せば、学校として利用するという権利は保障されるのか。
委員	国と協議していないのでどうなるかわからないが、これまでの国の対応を考えると国は非常に厳しい主張をしてくると考えられる。
委員	事務局でも、旧富士見中学校の土地の扱いについて、国の考え方を探っていただきたい。
委員	旧新町中学校を避難場所に整備した場合、区界なので荒川区の住民が避難する場所にもなる。北区と荒川区と共同で施設を整備・管理するようなことはあるのか。
事務局	現段階では考えていなかった。どこの区界もお互い様でやってきている。荒川区としての避難場所は、赤土小学校ということになっているだろうが、そのような考え方もある。
委員	旧新町中学校の土地は狭いので、施設を整備して避難場所も確保するというのは難しい。 この地域に高齢者の施設がないということもあるし、どのような形で利活用方法を集約するのか難しい。 十条地区、田端地区にしても、災害時の避難場所として豊かなわけではないので、そういうことも当然考えていかななくてはならない。
委員	旧清至中学校の校舎は解体しても良いのか。
事務局	旧豊島北中学校の校舎は、あのまま利用せざるを得ないが、旧清至中学校の校舎は耐震工事をしているが、築40年近く経過している。このまま校舎を活用することも可能だが、解体して新しい建物を建てるという可能性もある。
委員	この地域は学校が多いので、若い人たちのための施設が何かあると良い。北区には大人も子どもも一緒になって遊べる施設がないので、何かそのようなものが考えられないか。 はっきり考え方がまとまってはいないが、次世代のための施設が何かできるとよいとなんとなく考えている。
委員	旧清至中学校はまわりが教育文化施設であり、立地的にはよい。しかし、現在のアクセスが一方通行の狭い道路なので、車利用が多い施設を考えるのであれば、国家公務員宿舎の跡地を一体化して考えなければならない。ここは広いエリアを対象としてしっかりした施設を整備する可能性のある場所だ。車利用を前提としない、近隣の住民が徒歩で利用する施設として利用するのであれば、あまりお金はかけず、当面は今ある校舎をそのまま使うことを考え、国家公務員宿舎跡地の活用方法が見えてきた段階で本格的な跡地利用を考えるのがよい。
委員	旧清至中学校の土地は全部区有地か。
事務局	そのとおり。
委員	区が自由に活用できるのはこの学校のみだ。国家公務員宿舎の動向について何か情報はあるのか。
事務局	旧清至中学校の向かいにある国家公務員宿舎は存続する。それ以外は22、23年度以降に廃止になる。廃止してから2～3年くらいで居住者がいなくなってからでないかと跡利用が決まってこない。
委員	国家公務員宿舎跡地を区に売却したいという話はあるのか。
事務局	国から北区としての利用意向はあるかという意見照会はあるはずだ。

委員	あの場所は財源があれば購入してしまいたいようないい土地だ。
委員	旧清至中学校と隣接して東京成徳大学高等学校があるが、ここが高い値段で買いたいという場合、土地の一部を売却して残りの土地に区の施設を整備するなどということは考えられるのか。そのような取得意向はあるのか。
事務局	周辺が教育機関ということもあり、いくつかの教育機関等からは貸して欲しい、売る可能性はあるのかという問い合わせ程度のもものはある。
委員	旧豊島北中学校は、小学校の土地と中学校の土地を入れ替えるという意見があったが、区としては可能なのか。
委員	小学校と中学校では、基本的に建物が違う。建物を壊してはいけないというのであれば前提が違う。中学校のほうが大きいから大は小を兼ねるという意味では可能だろうが、つくりが違うので建物があるからそのまま交換できるというものでもないのではないのか。
事務局	考え方として全くないわけではない。
委員	北区は小中一貫校を検討しているということはあるか。
事務局	北区では、小中一貫校という形ではなく、学校ファミリーとして1つの中学校にいくつかの小学校が連携して教育を進めていくという考え方だ。
委員	小学校の土地と中学校の土地を入れ替えるという意見は、売却を前提として考えた場合のことと捉えて良いか。 区として利用するには、慌てて取り替える必要はない。区が土地を手放すといった場合に中学校の土地を手放すのがもったいないということが良いか。
委員	そのとおり。
委員	住民の方々の多様な意見をすべて反映させるというわけにはいかないが、その集約の仕方について利用上の制約等を考えると、ある種の方向性が少し見えてきた。 ある程度方向性が見えてきたら、事務局で国との交渉もしていただきたい。 23区の学校施設跡地利活用状況調査の資料などを参考にして、次回重ねて検討を加えたい。 次回、議論のために必要な情報、国の状況の資料など加えていただき考慮した上で、議論を進めたい。
委員	長期的に見ると土地や建物を借りているというのは負担が大きい。原則的に借りているものは返す、または買いとるという方向に進むのが良い。

件名	第五回学校施設跡地利活用検討委員会 会議録
日時	平成20年5月27日(火) 午後7時から
場所	北とびあ 第一研修室
区分	検討会
出席者	委員/平沢委員、片山委員、北原委員、黒田委員、鈴木委員、竹腰委員、 清正委員、谷川委員 (欠席: 檜垣委員)
議題	利活用の方向性について
資料	<ul style="list-style-type: none"> ● 検討委員会での主な意見 ● 北区学校施設跡地の利活用に関する各部からの意見 ● 学校施設跡地利活用に関する区民の意見・提案(まとめ) ● 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)設置状況
発言者	要 旨
委員	区民の方が楽器を演奏したり、絵を描いたり、リハーサルをするような場所があまりないので、文化活動の場所を確保するのに困っているという話をよく聞く。旧豊島北中学校は、このまま校舎を活用するというので、文化の活動拠点に良いのではないかと申し上げてきた。北区文化村のようなものが旧豊島北中学校にできれば良い。また、資料の「北区学校施設跡地の利活用に関する各部からの意見」を見て、やはり障害者の施設が必要なのではないかと思った。障害者だけの施設ではなく、障害者と健常者が一緒になって交流できる場所を文化の活動拠点とあわせて旧豊島北中学校に作れると良い。資料にある「文化芸術拠点の整備」というのは文化振興財団が活用するということが。
事務局	「文化芸術拠点の整備」は文化振興財団からの意見だ。文化・芸術団体、あるいは個人も含め、練習場所や作品を作る場所がない。また、文化振興財団が実施している事業は、現在、北とびあを活用して行っているが、北とびあを使いたい人は他にもたくさんいる。そのため、リハーサルなどができる場所が他にないと確かに良い。
委員	文化振興財団の役割について、ただ事業を行うだけではなく、人材を育てていくということが必要だが、現在の北とびあでは難しい。やはり活動拠点がないと文化育成ができない。
委員	土壌汚染を考えなければ、旧豊島北中学校は区が自由に使える跡地だ。いま示された活用方法なども十分考えられる。
委員	文化の活動拠点として活用するのは校舎だ。校庭の活用については、旧清至中学校の校庭と旧豊島北中学校の校庭をどのように使い分けるかという課題はあるが、校舎を文化施設として使うとしても、校庭部分はテニスコートなど、スポーツ施設としての活用ができる。
委員	旧豊島北中学校の校庭は日当たりが良いので、スポーツ施設として活用することは良い。また、防火水槽みたいなものを使って、車椅子の人なども利用できる農園のようなものができると良い。
委員	文化関係の施設であれば、旧豊島北中学校の跡地が適地だ。建物をそのまま活用することなので、文化関係で建物を活用することには現実性がある。ただ、学校をそのままアマチュア団体のために拠出するというのは、ある意味余裕のある人々のために、相当な維持管理費を税金として使うことになるので、なかなか難しい。しかし、障害者の方々の活動とあわせて考えると説明が付きやすい。最近、芸術文化活動を個人の楽しみ、単なる趣味として行うのではなく、社会政策の手段として使うことが注目されている。文化を通じた社会的な統合をして、生活の質を高めていくための拠点として位置づけていけば、文化活動を通じて地域全体の福祉向上に寄与していくことにもなる。そういう意味では、あわせてスポーツ活動もできることは非常に良い。スポーツや文化を通じて、いろいろな立場の人が交流し、自分たちの生活の質を高めていく拠点として位置づけていくのは良い。そのためにも、単に場所を貸すだけではなく、ソフトのプログラムをきちんと作っていく必要がある。
委員	先ほど農園のようなものと申しあげたが、花や果物を育てることも、防火水槽のようなものを置いて行えば、障害者の方でも可能になる。老若男女、健常者も障害者も交流ができる場所があるとすばらしいと思う。バスも通っているので旧豊島北中学校の立地がよい。
委員	具体的で非常に良いアイデアだ。このような考え方を実現していくときに、区役所の縦

	割り行政が支障にならないようにしなければならないということが条件だ。文化政策、障害者政策などがうまく統合して企画ができれば、非常に良い使い方ができる。
委員	先ほど事務局から特養の説明があったが、北区の需給状況はどのようになっているのか。学校施設跡地は広い土地なので、特養を整備するという土地利用方法はこれから一番重要となってくる。
事務局	5月に定員約150人程度の新しい特養「飛鳥晴山苑」が開設したが、それでも700人を超える待機者がいると聞いている。
委員	実際には、700人すべてが特養入所を必要とするわけではない。とりあえず申し込んでいるという人も多数いる。しかし、旧新町中学校跡地には特養のような施設が良いと考える。地元からの意見では避難場所の確保という意見もあったので、北区には大きい老人保健施設は少ないが、認知症高齢者グループホームや小規模な福祉施設と避難場所を整備することが良いのではないかと。老人保健施設でもグループホームでもどちらでも良い。学校跡地には飛鳥晴山苑のような大きな施設は無理なので、もう少し小規模な福祉施設が良いのではないかと。
委員	旧新町中学校を特養にするというのはとても良い方向性だ。福祉施設の関係でも通所施設になると区境の場所では利用勝手が悪いが、特養のような入所施設であれば、立地のデメリットを気にせず有効活用できる。地域の方々からは、いろいろな施設が足りないというお話があったが、旧新町中学校の跡地には入所施設のようなものを作り、また一定の良い場所の土地が出た場合には、地域全体が利用できる施設を考えるというのが望ましい。
委員	以前特養を整備するには非常にお金がかかるという話を区から聞いたが、特養の整備をする必要性は確かにある。近くの特養には空きがなくて入所できないが、遠く離れた場所ならば入所できるかもしれない。しかしそれでは家族が会いにいけないので、区内に特養があることに反対する人はほとんどいないだろう。しかし経費の部分についてどのように対応していくのか、現実性はあるのかが課題になる。
委員	新たな用地取得をして区立の特養を整備する場合、1ベットあたり何千万円もの経費がかかる。そのため近年は、民間の事業者を支援する形で特養の整備を進めている。区が土地を売却し国や都から補助金をいただく。その残りの自己負担分の例えば半分を区が助成する。法人の負担が長期間にわたり、全体の経費の1/8を負担すれば済むような運営経費のなかで、なんとかまかなえるような形の運営をしてきている。このようなやりかたをやっていくのであれば、特養を整備することは可能だ。特養の待機者数は、緊急性のない人もとりあえず申し込んでいたりもするわけだが、北区は23区内でも高齢化率上位であり、高齢化がどんどん進んでいくため、特養の需要がなくなるということは残念ながらないだろう。そういう意味で特養の整備は今後もやっていく必要があるであろうし、このようなやりかたであれば十分整備ができるはずだ。
委員	区が直営というのは、これからは無理ではないかと思う。飛鳥晴山苑などのように、すばらしい理念をもった理事長さんが運営しているような良い法人もあるので、そういうところと区と一緒にやっていくことは可能だ。
委員	「特別養護老人ホーム設置状況」資料の4・5番の特養は、区の土地を社会福祉法人へ売却して、区が補助を出すことで誘致をした施設だ。北区の基本計画では、特養整備を考える場合、区が直営ということは考えていない。手法として民間を活用して整備していく。国などでは補助金の検討も進んでいるので、技術的に難しい面があることは確かだ。
委員	「学校施設跡地の利活用に関する各部からの意見」を見ると、非常にもっともな意見だが、お金のかかることばかりだ。地方自治体でも借金だらけというのが現状であり、これからの下降気味な世の中を考えたとき、区もせっかくある財産をうまく活用して収益事業などをやっていったほうが良い。赤羽のゴルフ場は水害になると5千万円くらい損失が出るのを防ぐため、1mかさあげをしてそのかわり地代をあげたということを見た。国もいいものを作って地代を高くとるという収益事業をやっている。豊島区が区役所の上を有効活用するという新聞報道もあったが、ただ維持管理にコストがかかる施設整備ばかりを考えるのではなく、区も土地を貸したり建物を建てたりして、財源をつくるということも考えていく必要がある。今までの議論ででてこなかったのはいかがなものかと思う。
委員	旧清至中学校は、国家公務員宿舎跡地の動向を見極めるため、本格的な跡利用は少し時間をおいたほうがよい。周辺には学校が多く、旧清至中学校を貸して欲しいという話しも

	あると聞いている。賃料をとって収益をあげるのであれば、旧清至中学校が良いのではないか。周辺の学校から貸して欲しいという話しはあるのか。
事務局	いくつかの学校から貸して欲しいとの話しがきている。
委員	前回の検討委員会では、旧清至中学校は国家公務員宿舎跡地の動向について、すこし見極めをしたほうがよいのではないかという意見があった。本格活用まではもう少し間をおいたほうが良いと考えているが、それについて事務局はどのように考えているのか。
事務局	この地域では、王子六丁目の国家公務員宿舎が 10,000 m ² 정도의広さがあるが、23年度以降に廃止され、早くて2年後の25年度以降にならないと跡利用が決定してこない。またこの周辺の国庁舎も移転が決定している。この地域は10年以内にずいぶん変わってくる可能性がある。
委員	ひとつの考え方として、国家公務員宿舎跡地の跡利用が決定するまでの数年間は、条件があえば貸しておくという方法もありえるということだ。
委員	現在の旧清至中学校の敷地は、表通りに面していないので用途が限られてくる。学校に貸すというのであれば可能だが、車を利用するような跡利用ができない。しかし、旧清至中学校周辺には、大きな公的施設や教育機関などが集まっている。そのうちのいくつかの施設利用が変わってくるところで、大きな改変になる時期が近いうちにくる。そのときに旧清至中学校を最も有効活用するにはどうしたら良いか考えるべきだ。今考えると仮説が多すぎて難しく、限られた活用しか考えられない。貸して欲しいという学校があれば貸すというのが一番良いのではないか。他の学校施設跡地の活用がお金のかかるものなので、この学校は収益をあげるというのも良い。
委員	旧清至中学校に限らないが、「検討委員会での主な意見」のなかで、土地の一部を売却して残りの土地に区の施設を整備するといった考え方もあるが、学校というせっかくのまとまった土地を分割して利用するのはいかがなものかと思う。学校の跡地は面積が広いので、それなりの建物が建つ。複合的、多目的な建物を建てるという考え方はあるが、敷地の分割は基本的には考えない方向がよい。区有地と国有地が混在しているような跡地もあるので一概には言えないが、原則としては土地の一体的な活用と高度利用を図ることで、オープンスペースを確保する。旧清至中学校、旧豊島北中学校、旧新町中学校などは低地部であり、緑、オープンスペースの少ない場所だ。活用の前に基本の考え方を持っていたほうが良いのではないか。
委員	企業でも、土地と建物が自前の企業と借りている企業では、収益や経営状況にかなり差が出てきている。それを考えると北区は土地を借りすぎている。保健所などもかなり良い土地を借りている。これを機に、根本的に借りている土地は返還することを基本方針としてはどうか。区は学校跡地と借りている土地を交換するなどして、自分の所有ではない土地を借りることがないようにしていくほうが長い目でみると良い。かなり地代を払っているのではないか。
委員	他の地方公共団体に比べ、北区は借地率が高いというような具体的なデータはあるのか。
事務局	特にはない。そういう形のデータを出したこともないし、比べたこともない。
委員	旧富士見中学校の国有地の問題について、事務局より説明をお願いします。
事務局	旧富士見中学校の土地は、国有地をかなり含んでいることと、板橋区に土地をまたいでいるということがあるので、国と板橋区に話しを聞いてきた。国では、学校ではなくなったからといって必ず返還しなければならないというきまりはない。学校ではなくなった場合、返還しなければならないかどうかについては、相談に応じるという形だ。返還をお願いするか、貸し続けるかなどは個別に判断をしていくということだった。検討委員会で話しが出ていたが、例えば王子第五小学校を旧富士見中学校の土地に移転させた場合、学校としての用途は変わらない、その場合はどうなのかを聞いたところ、即答はできない、返還してくださいという可能性がないわけではないということだ。あくまでも個別判断なので検討委員会で、ある程度の方向性が見えてきたら事前に相談をして欲しいとのことだ。一括して購入しなければならないかということについても、現在はまったく判断できない。一括して区が購入することも可能とのことだ。板橋区は旧富士見中学校周辺で、公共施設整備などの計画は、現在のところ予定していないとのことである。加賀中学校は全敷地板橋区の所有地であり、現在大規模改修中だ。子どもも増えている地区なので、統合の予定もないとのことだった。また帝京寄りの地区には地区計画があるので、もし何か建築する

	のであれば計画に従って欲しいとのことだった。
委員	国は具体的に区がこうしたいという態度を決めてきたら考えようという姿勢だ。甘い観測は禁物なのだろう。おそらく国は土地を購入して欲しいと言ってくるのではないのか。そういう意味では、区としての態度を決めていかななくてはならない時期がくるのだろう。難しくても旧富士見中学校の跡地に王子第五小学校を移転させるという展望を持ちたい。
委員	北区は、国鉄がJRになったときに相当のJR用地、あるいは国の機関の跡地の取得をして、非常に大きな公園として整備され残っている。北区は当時それ以上に土地を取得して財源措置を得ることがおそらく無理だった。そのため23区の中でも国有地が学校にまだ残っている。機会をとらえて取得することが望ましいのは確かだ。旧富士見中学校の跡地利用については、十条駅の再開発も含めて、上十条3・4丁目のまちづくりの気運が高まってきており、生活道路の拡幅も着実に進んできている。国有地という部分では、国家公務員宿舎が跡地として今後出てくるので、これから5年、10年位でまちづくりが大きく進む場所だ。また、東京のなかでも有数の密集地域として指定されている地域であり、それが大きな課題になっている。中長期的な視野で旧富士見中学校の跡地活用を考えていかざるを得ないし、また、単に中長期的なだけでなく、現実にまちづくりが動いているし、また動かさなければならぬという地域の声も大きくなっているのではないかと思う。
委員	まちなかで旧富士見中学校や王子第五小学校は、どのように話しをされているのか。
事務局	少なくとも十条のまちづくりの気運が高まっているということはある。十条駅西口の再開発を起爆剤として、もっとひろがりをもった密集解消への流れがある。ただ地元では、具体的に旧富士見中学校の跡地や王子第五小学校をどうするといった話しは出てきていない。
委員	王子第五小学校を旧富士見中学校に移転させるという案を、ここに入れるのは難しいということか。
委員	現実的にはそうかもしれないが、王子第五小学校の現状は決して良くはない。足立区でもいくつか似たような状況の学校はあるが、王子第五小学校ほど周辺の状況が悪くない。旧富士見中学校のほうが道路の広さなども広いので、お金の面を考えなければなんとかこの土地に王子第五小学校を移転できないものかと思う。
委員	地元の方からの要望もたくさんできていたが、まず王子第五小学校を移転させるという単純な跡利用から進めていくのが良い。最初からいろいろなものに使うということで国と交渉しても、賃貸借契約の条件などでいろいろなことを言われる可能性もあるし、場合によっては返還していただきたいと言われるかもしれない。板橋区部分の土地については、特に気にする必要はないのかもしれない。北区の施設が北区の敷地内にしかなければならないということはない。まずは王子第五小学校を移転させることを考えたほうが良い。
委員	王子第五小学校の問題を解決するのが第一の課題ではないか。今の王子第五小学校の場所に通っていて、何かあった場合には問題である。旧富士見中学校の場所であれば、何かあっても学校に行っていれば安全だと保護者も安心する。また王子第五小学校が移転すれば、その跡地に木造密集地域のまちづくりを動かしていく様々な可能性がでてくる。あまりいろいろな施設をつめこむのではなく、幼稚園、保育園などにとどめておくのが良い。
委員	王子第五小学校の状況は、教育的観点からも見過ごせないので、難しくてもなんとか検討したい。
委員	王子第五小学校が移転することについては賛成だ。国有地部分も含めた旧富士見中学校の敷地面積は、北区の小学校の基準としては広すぎるということはあるのか。
委員	現在、小学校の平均敷地面積がだいたい8,000~8,200㎡くらいだ。中学校は10,000~12,000、13,000㎡だと思うので、だいたい五割まではいかないが相当広い学校となる。
委員	国の方針ははっきりしない。もし検討委員会で王子第五小学校を旧富士見中学校へ移転させるという方向性を出して、無理であった場合に困るのではないか。そのあたりのことを解決していかななくてはならない。確かに現在の王子第五小学校の場所は悪い。他に適地はないのか。国家公務員宿舎というのはあるが、土地の形状が長細いし、購入しなくてはならなくなるのか。
事務局	国家公務員宿舎の面積が約12,000㎡あるが、旧富士見中学校の面積が約13,000㎡なので、ほぼ同等の大きさだ。予定としては23年度以降に廃止され、土地が空いてくる

	のが25、6年度だ。都市計画公園の網がかかっているので、国が処分をする際には、まず区に取得意向の照会がくる。
委員	旧富士見中学校の区有地を売却して、この国家公務員宿舎跡地を購入することもできるのか。
事務局	可能性としてはあるが、都市計画公園の網がかかっているので、別の場所で同じ面積の公園を確保する必要があり、また東京都が公園の網を変更することを了承してくれるかどうかという問題はある。
委員	いくつか課題はあるが、選択肢の1つとして考えられる。全体として密集が課題となっている地域なので、旧富士見中学校を密集解消に最大限活用するという大きな方向性として納得できる。しかし、王子第五小学校を移転させるかどうかということになると、教育委員会の所管事項になり、現在、小学校の適正配置を検討しているということもあるので、すりあわせが必要だ。王子第五小学校を移転させるかどうかについて、この検討委員会で踏み込めるのかということはある。ただ、国有地の部分も含めた旧富士見中学校、また旧富士見中学校以外の国有地も含め、最大限密集の解消に活用していくというのは方向性である。
委員	国が区に土地を購入するようになってきた場合、旧富士見中学校は小学校の規模としてはかなり大きいので、国有地部分の全部を購入するというのは説明がつきにくい。国との交渉の仕方だが、旧富士見中学校のうち、小学校面積に適当な規模は国から区が借りて、残りの土地は国が売却してはどうかと国に提案すると良いのではないかと。板橋区側は向かい側が集合住宅であり、帝京病院と加賀中学校も近くにある。板橋区の住宅として考えると非常によいのではないかと。そして王子第五小学校の土地を密集解消に活用していくということはある。
委員	子どもの学区を考えると土地が空いているからといって学校の場所を移転させることは難しい。旧富士見中学校の跡地が移転先として適切なかわからないが、国家公務員宿舎の跡地の場所ではかなり距離がある。小学校の学区を考えないと安易に検討はできない。
委員	移転を具体的に検討委員会で決められるかどうかというのは難しい問題だ。おおまかにこの検討委員会では、密集を解消するための活用という程度にとどめておかなければならないのかもしれない。しかし、子どもたちの安全をどう確保するかについても付帯的には書き込んでよいのかもしれない。
委員	王子第五小学校を旧富士見中学校の跡地に移転させるというのはやはり難しいので、おおまかに密集を解消するという提案のほうが良いのではないかと。利活用計画案はいつまでにまとめるのか。
事務局	今後の予定になるが、いままでいただいたご意見をまとめ、次回の検討委員会で利活用計画案をお示しする。それを検討委員会としてたたいていただき委員会報告として7月までにまとめる。

件名	第六回学校施設跡地利活用検討委員会 会議録
日時	平成20年6月24日(火) 午後7時から
場所	岸町ふれあい館 第五集会室
区分	検討会
出席者	委員/平沢委員、片山委員、北原委員、黒田委員、鈴木委員、竹腰委員、檜垣委員 清正委員、谷川委員
議題	利活用計画(案)の検討
資料	● 各学校施設跡地の利活用計画(案) ● 北区学校施設跡地利活用計画案最終報告書(平成18年12月)
旧清至中学校	
委員	コンセプトを作らなくても良いのであれば作らないほうが良い。他の跡地では防災や文化などの活用だが、旧清至中学校跡地は周辺に教育機関が多いことや、教育という視点が他の跡地ではなかったこと。それをふまえてあえてコンセプトを作るとすれば、次世代を育む緑豊かなまちなどはどうか。
事務局	国家公務員宿舎等の動向をふまえたうえで、本格利用を考えるとということであればコンセプトは作らなくても良い。
委員	事業手法で「当面は暫定利用して教育機関等へ貸付を行い、区有財産の有効活用を図る。」とあるが、近隣の学校も含め、いくつかの学校が貸付を希望しているのか。
事務局	いくつかの学校から問い合わせがある。
委員	貸付をするのにふさわしい学校からの問い合わせか。
事務局	教育機関の建て替えや、学校が狭いなどの理由で貸して欲しいという話があった。
旧豊島北中学校	
委員	コンセプトの「文化の創造と人々の交流を育むまち」のなかには民間福祉作業所も含んでいるのか。
事務局	含んでいる。
委員	コンセプトが文学的すぎだ。もう少し現実的で良かったコンセプトのほうがよい。地域にふさわしい活用などで良い。
委員	「創造」という言葉が気になる。もっと具体的に育むなどの言葉のほうがよい。
委員	文化の議論のなかでは、文化はこれまで消費生活の一部として捉えられていた。しかしそうではなく、やはり文化は創造することに意味がある。地域社会で文化を作っていくものと考えれば「創造」という言葉は重視して良い。文化芸術振興基本法のなかでも、文化芸術を創造し享受することが人々の生まれながらの権利であることをうたっている。気になった点は、事業手法のなかで、どのように利用するということが記載してあるが、実際にどのように運営していくのかが難しい。学校というのは意外と大きな施設であり、単に場所を開放して利用していただきという形では有効活用ができない。他区でも学校跡地利用ではかなりしっかりした団体を入れて管理している。それなりの運営組織を入れないと文化、福祉、スポーツの利用で交流をしていくのは難しい。北区の文化振興財団は、現在、福祉事業のような経験がない。かなりソフト的に基盤整備をしないと学校跡地を有効活用できない。
委員	旧清至中学校の跡地活用でも言えることだが、基本的方向などはよく考えられているが、せっきくの学校跡地利用なので、緑を意識的に大切にすることを加えていただきたい。東京都内は生産的な緑地が少ない。緑を育むことを意識して跡地利用をしていただきたい。
委員	文化的公益団体とはどのような団体か。
事務局	例えば北区の文化振興財団や、NPOなど、きちんと管理運営ができる団体に入っていたと必要があると考えている。
委員	文化とスポーツなど、縦割りでそれぞれが活用していても意味がない。総合的に運営できる団体が管理しなければ難しい。
委員	管理運営を工夫すれば有効活用できるものか。
委員	大丈夫なのではないか。旧豊島北中学校跡地は土壌汚染の問題があり掘削ができないので、緑の視点については旧清至中学校跡地などで考えていくのがよいのではないか。
委員	緑が増えることに反対する意見はない。しかし、それぞれの跡地利用に緑の視点を入れ

	ていくのではなく、全体としてそのような視点があることを報告書に書いていくのではどうか。
委員	今回検討対象の4校のなかではないけれども、緑を充実させていくということは区の施策のなかで当然進めている。例えば旧豊島北中学校跡地周辺では、(仮称)みどりと環境の情報館を開設する予定だ。今回検討対象の4校のなかに緑の視点を盛り込むというのもあるが、区の施策一般のなかでやっていくことでもある。
委員	旧清至中学校跡地で家庭菜園のような、子どもが自然に親しめるような施設ができるとよい。
委員	緑の視点については審議会などがあり、学校施設跡地検討委員会の場ではなく別の場で議論されている。事業手法で「校庭等はスポーツ等多目的施設として活用する。」とあるが、校庭等には当然体育館も含むと考えてよいのか。校舎は解体しない方向と考えてよいのか。
事務局	校庭等には体育館も含んでいる。校舎は改修が必要かもしれないが、基本的には解体せず活用していく。
委員	旧豊島東小学校跡地は、ダイオキシン類等の対策工事を機会として更なる緑化が進められたので、地域として緑は充足している。旧豊島北中学校跡地は、現状の緑化を維持していく程度でよいのではないのか。コンセプトは北区らしい文化の創造にしてはどうか。
委員	北区らしいではなく、むしろ地域に根付いたなどの言葉のほうがよい。
委員	旧富士見中学校や旧新町中学校の跡地はコンセプトがやわらかいので同じようにやわらかい言葉にしたほうがよい。
委員	旧豊島北中学校跡地の「北区らしい文化」とはどのようなものなのか。やはりわかりにくい。
事務局	北区で活躍されている芸術家や文化団体、地域で活動されている団体などが、旧豊島北中学校跡地を活用してもっと活躍できればよいということでの表現だ。
委員	旧豊島北中学校跡地周辺はもともと工場地帯だったので、あまり文化という雰囲気地域ではない。
委員	縦割りにならないように総合的に管理運営していくことを目指すのであれば、文化的公益団体に貸すときに、福祉施設との連携を条件として貸し出すのがよい。
事務局	民間福祉作業所もしっかりした団体だ。全体の施設は文化振興財団などに管理をお願いすることを考えているが、縦割りにならないように連携することを条件にしたうえでそれぞれに貸すことを考えている。
委員	ソフト面での工夫をすることも書き込むほうがよい。
旧富士見中学校	
委員	基本的方向で「国有地の中で、北区域分とそれ以外について所有関係の整理を行う。」というのは、北区部分と板橋区部分に土地を分けて考えるということか。
事務局	いくつかの選択肢がある。旧富士見中学校の土地は、北区の土地ではない板橋区の土地が約6,000㎡程度ある。国有地なので原則としては一度国に返還して、その後、購入するか借りるかを検討する。区が旧富士見中学校の国有地部分を全部購入することもあれば、北区部分のみを購入するなど、国と板橋区と協議していく。
委員	このような機会に借りている土地は返還するなどして整理していくべきだ。この跡地に限らず北区全部の借地についても考えて行くべきだ。
委員	学校の跡地だけに限らないことなので、検討委員会として提言するには限界がある。区全体として借地をどのようにしていくかという方針はあるのか。
事務局	学校を改築して新しく校舎を建設する土地では、なるべく借地を購入していくという考え方だ。学校施設跡地利活用指針でも、学校跡地の大半を区以外の所有者が占める場合は、原則所有者に土地を返還するなどして所有関係を整理するとしている。
委員	学校施設跡地利活用指針では所有関係を整理することになっているが、旧富士見中学校の土地は国有地をすべて返還することを確定的にもりこんでしまうと、例えばその後の公共施設の再配置などを考えていくときに制約になってしまう。しかし北区ではない板橋区部分の国有地まで購入する、または借りるということは難しいので、今回のような表記をしている。指針のとおり、国有地部分全部を返還するというところまでは言えない。
委員	防災機能を高めるための優先順位はどのようになっているのか。

事務局	この地域は密集しているのだから道が狭い。道路拡幅、いきどまり道路の解消、オープンスペースの確保などは旧富士見中学校の土地を利用して行うことができる。また、旧富士見中学校の土地を利用して密集を解消するのであれば、建て替えを進めていき、燃えにくいまちにしていく。
委員	基本的方向の「防災機能を高めるための利活用」に地域のという言葉を加えたほうが目的がはっきりしてよい。
委員	コンセプトの「ゆとり」はないほうがよい。
委員	密集を解消しようという方向性を示す言葉を何か入れないと、「ゆとり」の文言をはずすだけだと何もいってないコンセプトになってしまう。
委員	コンセプトを「安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくり」としたほうが地域の人にわかりやすいのではないか。
委員	「誰もが」という言葉はいらぬのではないか。
委員	そのままでよいのではないか。前回の検討委員会の報告書とあわせるのであれば、抽象的な要素がコンセプトに入っていたほうが統一感はある。事務局として特段このような表現でなければならないということがあるか。コンセプトに災害に強いという言葉を入れることで何か支障はあるか。
事務局	どのような表現でも構わない。災害に強いということがこのまちのコンセプトでもある。ゆとりを入れたのは密集を解消することで、道も広くなり公園や緑も増えて、心にもゆとりが出て、町全体にもゆとりが出てくるということを入れていく。
委員	大切なのは基本的方向や事業手法ではないか。
委員	災害に強いまちはどこでも目指している。
委員	物理的なゆとりが心のゆとりにもつながるという意味を含んでいる。
委員	旧富士見中学校跡地で国有地の所有関係の整理の表現の仕方がわかりにくい。次回までに表現を検討する必要がある。
旧新町中学校	
委員	基本的方向で「オープンスペースの確保など防災機能向上への協力を福祉施設に求める。」とあるが、土地全体を福祉施設に貸すか売却して、オープンスペース部分の土地を北区が福祉施設から借りるとのことか。
事務局	土地全体として福祉施設を誘致したなかで、区民開放スペースやオープンスペースを確保してもらう。
委員	この地域は中小企業や古い工場が多い。健やかに安心して暮らせるという表現では、住宅地のような感じがするので、周辺状況とあわない。違う表現のほうがよいのではないか。
委員	周辺地域を見たときにそのような状況はあるが、跡地をどのようなコンセプトで考えていくかという、高齢者福祉施設の誘致だ。高齢化の進んだ地域に誰もが健やかに暮らせる施設を誘致していくという意味でこのような表現にしている。
委員	コンセプトの「誰もが」という言葉では完璧なバリアフリーを連想してしまうので、誤解されてしまう可能性がある。
委員	「誰もが」という表現がやはり気になる。旧新町中学校も防災という視点を入れた跡地活用だ。
委員	特定の人だけがうるおうのではないという意味なのでよいのではないか。「安心して」という文言に防災という意味も含まれると理解するので、防災にあまりこだわらなくてもよいのではないか。
委員	地域の住民は基本的方向や手法を見るのでコンセプトにあまりこだわらないほうがよい。前回の検討委員会でもコンセプトの議論はあまりなかった。
委員	特養を想定した場合、区民全体にはよい施設だが、近隣住民にはあまりメリットがない。それを補う意味でのオープンスペースの確保など、条件を付して住民にメリットを確保していることを明確にしたほうがよいのではないか。
委員	あえて書き込まなくてもよいのではないか。
委員	基本的方向で書いているので、あえて書き込まなくてもよいのではないか。
委員	基本的方向の「区民開放スペース」とはどのようなものか。
事務局	区民開放施設とは集会施設のようなものだ。福祉施設の中の多目的広場を地域にも貸出

	してもらふことなどが考えられる。建物の外には福祉施設が管理して区民の人が自由に入れるスペースを整備してもらふ。
委員	避難場所として使用していた校庭に比べるとオープンスペースはかなり狭くなるということか。
事務局	土地自体が狭いのでそれほどのスペースがとれないが、一時的に建物の中に避難できるように災害協定などを結ぶことなども考えられる。しかし特養であれば逆に地域のみなさまに手助けしてもらふというようなことがあるかもしれない。
委員	特養の入所者は地域に支えられているという面がある。この東田端地域は工場や商店があるところで、まちの人が防災活動なども支えている。他の特養施設でも、まちとの交流を広げようという流れがある。特養のイベントに地域の人に参加して、また何かの時には地域の人に助けてもらふなど、まちの活気に包まれて安心して暮らせるまちをこの地域では期待できるのではないか。
全体として	
委員	今回の検討対象の4校ともお金のかかる活用方法だ。財政面をもっと考える必要がある。公共施設の再配置や建て替えもあるので、学校跡地が4校あれば1校くらいは財政資源として活用するなどして区政を進めていくべきではないか。

件名	第七回学校施設跡地利活用検討委員会 会議録
日時	平成20年7月22日(火) 午後7時から
場所	北とびあ7階 第一研修室
区分	検討会
出席者	委員/平沢委員、片山委員、北原委員、黒田委員、鈴木委員、竹腰委員、檜垣委員 清正委員、谷川委員
議題	利活用計画(案)の検討・まとめ
資料	●北区学校施設跡地利活用検討委員会最終報告書(案)
旧清至中学校	
委員	旧豊島北中学校とも関連するが、旧清至中学校の校庭・体育館は多くの子どもがスポーツで活用しているが、今後、教育施設に貸付をしていく場合どのような形で利用していいのか。
事務局	閉校施設については、今まで使っていた団体には開放している。また、明桜中学校のクラブ活動でも活用している。跡地利用が決まるまでという約束でお貸ししている。
委員	他区にはあるが北区にはない施設、例えば大学、大学病院、火葬場、大きなホテル、娯楽施設などを学校の跡地などで総合的に検討していく必要があるのではないかと。これからは学校跡地は出てくるのだから、今回の4校に限らず跡利用を考えていく必要がある。北区には人が集まるような施設があまりない。また、30万人以上の人口を抱える区であり高齢化してきているので、火葬場も必要ではないかと。
委員	外国語大学がなくなり、北区内に大学はなくなってしまったのか。
事務局	家政大学や成徳大学などがあるが、学部だけである。
委員	跡地利活用の基本的考え方のなかで、「しかし、当跡地の属する王子東地区は、緑が比較的少ない地域である」という表現があるが、緑被率の低い地域であると率直に表現したほうがよいのではないかと。この王子東地区と滝野川東地区は北区の中でも際立って緑被率の低い地区だ。おそらく1ha以上の公園がこの地区にはない。改善していく課題にもつながるので明確に表現したほうがよい。
事務局	小さい公園はあるが大きな公園はあまりない。国家公務員宿舎などの移転も含め、緑被率の低さを改善していかなくてはならないので、明確に表現していくことに問題ない。
委員	公園に限らずまちづくりのなかで緑を増やしていくことを考えるべきだ。公園が少ないので緑が少ないという考え方とはちょっと違うのではないかと。
旧豊島北中学校	
委員	跡地利活用の基本的考え方のところで「文化芸術活動拠点を中心としながら」とあるが、この地域は文化芸術活動拠点からはずれているので、強調しなくてもよいのではないかと。むしろ北とびあのほうが文化芸術活動の拠点なのではないかと。
委員	北とびあは文化発表の場だが、育成の場ではない。文化は育てていかなくてはならないので、北とびあは文化芸術活動の拠点とは違う。
委員	横浜市などではクリエイティブコアという取り組みをしている。文化は消費の場と作る場が必要であり、北とびあは文化消費の場だ。旧豊島北中学校では、文化を作る場であり、文化芸術活動の拠点という文言で良いのではないかと。事業手法で文化に貸し、スポーツに貸し、そして最後に調整するような書き方になっているが、総合的に基盤を考えたうえで、それぞれに貸していくほうがよい。場所を切り売りしているような印象をうけるので、総合的にコーディネートしていく主体を作っていくというような書き方が必要だ。
委員	検討委員会では方向性を決めるだけで、どのように活用していくかが一番大事なことだ。この報告書は検討委員会としての方向性であり、どのように運営するかはこれから表現していけばよいのではないかと。
旧富士見中学校	
委員	旧富士見中学校は災害がおきた場合、避難する場所として指定されているのか。
事務局	「東京家政大学・加賀中学校一帯」として避難場所に指定されている。また現在、十条富士見中学校があるので避難所でもある。

旧新町中学校	
委員	基本的方向の「高齢者福祉施設の誘致」のなかで、「特別養護老人ホームなど」という表現があるが、このままで良いか。特別養護老人ホームの他に考えられる施設があるのか。
事務局	特別養護老人ホームの他に、老人保健施設なども北区では不足している。
委員	仮に高齢者施設という抽象的な表現にしてしまうと、有料老人ホームなどをイメージされてしまうこともあるので、1つの例として特別養護老人ホームを挙げて区が誘致したい施設をわかりやすくしている。
委員	貸付や売却などで北区に誇れるようなビジョンを持った法人などが来るようにしてほしい。
委員	込み入っている場所なので防災機能をしっかり確保してほしい。
委員	今後、地元とよく話し合いながら進めてほしい。
全体として	
委員	おわりにで「区民や区議会の意向を踏まえ」とあるが、今後、また意見を聞く機会があるのか。
事務局	この検討委員会からの報告書をふまえて計画（案）を策定する。計画（案）を策定した後、地域への説明会とパブリックコメントを行う予定だ。
委員	それぞれの跡地活用のところに、「参考」として意見をのせてあるが、旧富士見中学校跡地の議論では王子第五小学校のことが取り上げられたが、本文に書くことができなかった。今後、具体的に検討を進めていくなかで、参考にある意見はかなり考慮したほうが良い意見が残っていることをおわりにのなかで表現できないか。
委員	おわりにのなかでは表現せず、検討委員会のなかでの共通理解としてとどめておくのはどうか。
委員	報告書に書くことではないが、過去にも様々な学校跡地の方向性をこのような検討委員会で示してきた。その時点において検討をしているが、また新しい跡地の発生など状況が変化していくので、状況をふまえて柔軟に対応してほしい。

東京都北区学校施設跡地利活用検討委員会設置要綱

19北政企第1625号

平成19年12月20日区長決裁

(目的)

第1条 区立学校の適正配置に伴い閉校となった学校施設（以下「学校施設跡地」という。）について、北区学校施設跡地利活用指針に基づき、学校ごとの利活用（処分を含む。以下同じ）計画を検討するため、「学校施設跡地利活用検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとし、検討結果を区長に報告する。

- (1) 個別の学校施設跡地の利活用計画の検討
- (2) その他関連する事項

(組織)

第3条 委員会は次に掲げる者で、区長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4人
- (2) 区民代表 3人
- (3) 区職員 政策経営部長及び総務部長

2 前項に掲げる者のほか、区長は必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会が第2条に規定する報告を行ったときに満了する。

- 2 委員が欠けたときは、補欠委員を置く。
- 3 前条第2項で定める臨時委員の任期は区長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は政策経営部企画課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年12月20日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、第2条の規定による報告が行われた日をもって、その効力を失う。